

九州一斉！ 相続登記相談会

日にち 平成30年 午前10時
7月8日(日) ~ 午後4時



相続登記放っておいて大丈夫？



相続人が死亡して、数次にわたって相続が発生すると相続人の数が増えて、遺産分割協議に相当の時間と費用が掛かる。



相続人の人間関係が悪化して相続登記に協力してくれない。



相続人の誰かが認知症となり、遺産分割協議のために家庭裁判所で成年後見人などを選任しなければならない。

司法書士と公証人がお受けします(無料)。

無料 講演会	時間・会場	11時00分～12時00分 ひまわり荘 尾鈴の間(定員50名)
	テーマ	「未来につなぐ相続登記」 講師 中川善博(宮崎地方法務局統括登記官)
無料 相談会	時間	10時00分～16時00分 ※ 相談者多数の場合お待ちいただくこともあります。相談時間は30分とさせていただきます。
	会場	宮崎市、都城市、延岡市及び日南市の4会場

宮崎会場

ひまわり荘
宮崎市瀬頭二丁目4番5号

延岡会場

宮崎地方法務局延岡支局
延岡市大貫町一丁目2915

都城会場

都城市中央公民館
都城市姫城町7街区8号

日南会場

宮崎地方法務局日南支局
日南市鉄肥三丁目6番2号

※ ひまわり荘、都城市中央公民館への直接のお問合せはご遠慮願います。

共催 宮崎地方法務局 宮崎県司法書士会

【お問い合わせ先】 宮崎県司法書士会 ☎ 0985-28-8538

次代につなぎ 未来につなぐ 相続登記



すぐに相続登記をした場合の**メリット**

相続した不動産を売却しようとしたときに、すぐに売却の手続きをすることができますし、担保に入れて住宅ローンを組むことができます。



相続登記をしないで放っておいた場合の**デメリット**

相続が2回以上発生してしまうと

- 誰が相続人となるのか調査に時間がかかる
- 相続登記の手続費用や手数料が高額になる

相続の手続に時間がかかると

- 相続した不動産をすぐに売ることができない
- ローンを組むときにすぐに担保に入れられない
- 適正な管理が困難になる

不動産の管理が困難になると

- 不動産が適正に管理されなくなると、様々な社会問題が発生

地域の活性化

安全・安心な暮らし

相続登記が
さまざまなトラブルを
防止します!

未来につなぐ

産業の推進

司法書士の業務

代理人となって、登記申請書を作成し、法務局に提出します。



土地家屋調査士の業務

土地や建物の現況を調査し、登記申請書を作成し、法務局に提出します。

相続手続がスムーズに！

戸籍等により法定相続人を確認
相続関係説明図や遺産分割協議書等の書類を作成
相続登記に必要な書類を収集 etc

現況が明確に！

相続した土地の境界を確認
未登記建物の調査・測量をし、図面を作成
現存しない建物の滅失登記 etc

相続に関する登記についてのご相談は

宮崎県司法書士会
0985-28-8538

宮崎地方法務局
0985-22-5124

宮崎県土地家屋調査士会
0985-27-4849